

屋外広告物条例の改正について

1. 背景

令和 7 年 4 月 1 日から改正群馬県屋外広告物条例が施行され、全ての屋外広告物の安全点検が義務化される。群馬県からは、屋外広告物行政を担う市町村においても同様の条例改正を行うよう求められている。そのため、本市条例についても時機を逃さず改正するもの。

2. 群馬県条例の改正概要（別紙参考資料あり）

（1）管理義務者の追加及び管理義務の拡大

- ・管理義務者に所有者及び占有者を追加し、責任を明確化

（2）すべての広告物について有資格者による点検の義務化

条例の適用除外の屋外広告物にも点検義務付ける条文を新設。それに伴い、更新許可に関する条文も修正。

（3）点検項目の明確・詳細化（規則改正）

- ・点検箇所ごとの点検項目を明確・詳細化
- ・複数基本の広告物の点検結果を報告する場合には、広告物 1 基ごとの作成を義務化
- ・点検済標識の交付

3. 前橋市の改正案

（1）改正の対象となる条文

○許可期間の更新について（第 15 条、第 17 条）

○管理義務の所在（第 31 条）

○管理責任者の設置（第 32 条）

（2）新設する条文

○点検義務に関する条文

（3）規則・様式

○点検基準の新設

○別途伺定め：様式第 8 号 屋外広告物安全点検報告書

※県条例にて定められた様式に差し替える。

※点検済標識の交付については、群馬県条例の運用を見定める。

4. スケジュール案

R7.1 景観審議会にて改正の報告

R7.8 法規審査委員会

R7.4 パブリックコメント実施

R7.11 議案上程

R7.6 景観審議会へ諮問

R8.4.1 条例施行

R7.7 庁内調整